

リテール君とマーコさんの消費税対策講座 第4回

先延ばしできない施行日までの準備対策



リテール君

キド先生、最近、各地の商工会議所で消費税対策のセミナーが開催されているのをよく目にします。しかし、施行日（2019年10月1日）まで、まだ相当期間がありますよね。なぜそんなに早くから行っているのでしょうか？



キド先生

リテール君、それは、施行日までに準備対策が必要だからですよ。今回の消費税率引き上げと軽減税率導入によって、複数税率（標準税率と軽減税率）となり、事業者が上手に対応するためには、様々な事前準備が必要で、相当な時間を要することになるのですよ。消費税対策は「まだ先」ではなく、「もう目前」のことなのです。事業者の方は、すぐにお近くの商工会議所の消費税対策セミナーに参加するなど、自社の対応策を検討する必要があります。

マーコさん

先生、事業者の方は施行日までにどのような対応が必要になるのでしょうか？



キド先生

そうですね。
施行日までに行っておくべき主な準備対策をご紹介します。

【主な準備対策のチェックリスト】

1. 消費税率引き上げ・軽減税率制度の概要確認と施行日までの対応をスケジュール化

- 各地商工会議所の消費税対策セミナーに参加するなどし、自社において消費税率引き上げに向けて準備すべき課題を「見える化」します。
- 消費税率引き上げに関する情報を社内で共有し、施行日までに準備しておく事項を洗い出してスケジュール化します。



2. 標準税率、軽減税率の対象品目の検討

- 自社の事業活動の中で、標準税率（10%）または軽減税率（8%）となる取引をあらかじめ洗い出す必要があります。
- 参考：国税庁「消費税の軽減税率制度に関する Q&A」



<p>3. 消費税の価格転嫁対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税を価格に転嫁しなければ、実質的に自社の事業の利益を減らすこととなります。自社において、消費税の価格転嫁について検討し、場合によってはその対応策を講じる必要があります。 参考：中小企業庁「消費税価格転嫁等対策」 	<input type="checkbox"/>
<p>4. 自社の事業の取扱商品の価格表示の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ飲食料品でも、持ち帰りかイートインかのどちらを選択するかによって消費税の取り扱いが異なります。クレームを生じないような、わかりやすい価格表示の検討が必要になります。 参考：消費者庁「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（価格表示ガイドライン） 	<input type="checkbox"/>
<p>5. 変更すべき事務処理の対応の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は軽減税率制度が導入されると、2つの税率に対応した経費処理が要求されます。 事業年度の途中での消費税率の引き上げについては、その事業年度内の決算において新税率と旧税率が混在することになり、慎重な事務作業が要求されます。 自社の経理処理について、今からその対応を検討する必要があります。 	<input type="checkbox"/>
<p>6. 請求書の様式変更の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行日より「区分記載請求書等保存方式」の適用が要求されます。 区分記載請求書等においては、従来の請求書に加え、「軽減税率の対象品目である旨」と「標準税率、軽減税率ごとに合計した対価の額」の記載が要求されます。 今後導入が予定されている「適格請求書等保存方式（インボイス方式）」においては、上記に要件に加えて「適格請求書発行事業者の登録番号」と「税率ごとの消費税額」の記載が要求されます。 	<input type="checkbox"/>
<p>7. 活用できる国の支援策（優遇税制）の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税対策で行う設備投資に対して、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」、「中小企業等経営強化法による中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」等の優遇税制が活用できるか検討する必要があります。 参考：中小企業庁「財政サポート「税制」」 	<input type="checkbox"/>
<p>8. 活用できる国の支援策（補助金）の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> レジ導入や電子的受発注システムの改修等に関して国の補助金制度が活用できるか検討する必要があります。 各補助金申請の対象・受付期間を確認し、期限の直近に関しては相当な混雑が予想されますので、今のうちから早めに準備しておく必要があります。 参考：中小企業庁「軽減税率対策補助金」 	<input type="checkbox"/>
<p>9. 社内体制の整備や従業員教育の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税の価格転嫁対策、価格表示、事務処理、請求書等の様式変更など、自社で取り組むべき課題については、しっかりと社内の準備体制を固めるとともに、従業員への教育やトレーニングを実施する必要があります。 	<input type="checkbox"/>



キド先生

各地の商工会議所において、消費税対策のセミナーが開催されています。お近くで開催される際には、ぜひご参加ください。



リテール君

商業高校の2年生。
販売士3級で家業がパン屋。



マーコさん

大学2年生。販売士2級で、小売業への就職を目指している。

(注)「販売士」は、「リテールマーケティング（販売士）検定試験」の合格者に付与される称号です。「流通・小売業界で必須の定番資格」として、社会的にも高い信頼と評価を得ています。

執筆：公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明 提供：一般社団法人 日本販売士協会